

【議事録】第 262 回大阪海区漁業調整委員会

1. 開催日時	令和 6 年（2024 年）10 月 8 日（火曜日） 午後 3 時から午後 3 時 20 分まで
2. 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室
3. 出席委員	今井 一郎、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、田中 映治、 樋口 正明、合田 進、多田 稔、鍋島 靖信（専門委員）
4. 府関係者	三島 博樹、山本 圭吾（水産技術センター）
5. 事務局	大道 斉、久保 佳洋、池田 栄太郎
6. 議事事項	（1）漁業許可の公示
7. 議事概要	
事務局 （大道書記長）	定刻となりましたので、ただ今から第 262 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思います。 会議に先立ちまして、伊瀬委員の辞任に伴って、9 月 19 日付けで任命されました合田委員を紹介します。前任者の残任期である今年度末まで、皆様と一緒にご審議いただく予定です。 合田委員、御挨拶をよろしくお願いします。
合田委員	合田です。泉佐野漁協で、底びき網漁業者の代表として就任しました。今後、よろしくお願いします。
事務局 （大道書記長）	本日は、常松委員、村上委員が欠席となっております。結果、委員 8 名に出席いただいておりますので、漁業法第 145 条に基づき、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。 それでは、本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第にありますとおり、 ・「漁業許可の公示」 の 1 件でございます。 それでは、今井会長、議事の進行、よろしくお願いします。
今井会長	ただ今から、第 262 回大阪海区漁業調整委員会を開催いたしま

	す。 はじめに、議事に入る前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第9条第2項の規定に基づき私から指名させていただきます。 議事録署名人につきましては、合田委員と多田委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。 議題1、「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。
水産課 (池田副主査)	大阪府水産課の池田でございます。よろしくお願いいたします。 漁業許可の公示に関して、ご説明させていただきます。 まず、お手元の黄色いファイル「法令集」をご準備ください。右端のインデックスの上から5つ目の大阪府漁業調整規則をお開きください。2ページ目の下部の第11条が根拠条文となります。 本条第1項では、知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、同条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。 また、次ページにあります、同条第3項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと定められており、以上が今回の諮問の根拠となります。 それでは、参考資料1-1をご確認ください。諮問文のとおり、9月3日の第261回の委員会以降の新規要望について、諮問させていただきます。 1枚めくっていただいて、海区委員会資料1をご覧ください。表にあります通り、刺網漁業で1件、うなぎ稚魚漁業で436件、新規許可の要望が出ております。 漁協からの新規要望の内訳については、参考資料1-2に掲載しております。刺網漁業については尾崎漁協から、うなぎ稚魚漁業は大阪市漁協から下荘漁業までの20漁協からの要望になります。 刺網漁業については、緊急措置として新規の公示を停止している

	ところですが、共同漁業権区域内での操業については、緊急措置の対象外としていることから、今回新規での公示を行っている次第です。 申請すべき期間については、許認可方針通り刺網漁業で1カ月間、うなぎ稚魚漁業で2カ月間としております。 説明については以上です。
今井会長	ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各委員	(意見・質問なし)
今井会長	特にご質問等が無いようですので、本議題については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
今井会長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。
事務局 (大道書記長)	(答申案読み上げ)
今井会長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各委員	(異議なし)
今井会長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、以上で議題を終えます。 水産課、事務局から連絡事項等がありますか。

水産課 (久保補佐)	報告ですが、北部海域で問題になっている刺網、流網の事故の問題について、以前に委員会で委員会指示を考えていただくことについて予告させていただきました。 許可条件とする前に、段階を踏んで進めていくことを考えており、その前に漁連の資源管理部会の刺網部会長と話をしたうえで、議論していただく内容について資料を示したいと考えています。 なかなか部会長とお会いする機会を得られずに時間が過ぎ、以前の予告から時間が経過して申し訳ありませんが、こうした資料を作りますので、もう少し時間をいただきたいと思います。 そのうえで、刺網の操業海域を絞る、漁具の制限を設けるように、委員会指示を作っていただきたいと思いますと考えており、その資料をお示ししたいと思います。ご検討よろしくお願いします。
今井会長	ただ今の説明にご意見ありますか。
奥委員	刺網だけでなく、流網など全部を含めての話をする方がよいと考えますがどうでしょうか。刺網のことだけの話をされていたので。
水産課 (久保補佐)	現在、漁業許可を停止している刺網、すずき・つばす流網、囲刺網などの漁業種による事故が、北部海域で多発しています。事故多発海域で原因となっている漁業について、新規の許可を止めています。 大阪府漁連の資源管理部会で、この問題に関してはその中心にあるのは刺網部会になるので、その部会長と話をしたうえで、刺網の実態について調べ、漁具や操業海域の問題について考えていきます。すずき・つばす流網については一定の漁具の制限がありますが、刺網にはその制限がなく、無秩序になっています。 その操業域や漁具の問題について考えようと思っています。本来、刺網はあまり沖合に入れる網ではないので、漁具や操業域について明記されていませんでしたが、その実態について調査したうえで、漁場についても距岸何 km に入れるなどの区域を決めるなど、ルールを議論していただきたいと思います。 各漁協あてに、アンケートにより使用中の漁具や実際の操業海域

	について調査し、資料を作成します。
奥委員	北部海域の人は刺網の操業についての認識が違うのではないですか。刺網は網を錨で固定するのが普通だが、錨をつけずに流して、流網と同じようになっています。目合いを従来のものから大きなサイズに変化させています。流網は両端に錨をつけ、一定の長さごとに1-2-3-4と浮き（アバ）をつけて表示しています。刺網は制限がなく、錨をつけずに流しています。距岸何mとかの区域が、地先海域がないのでやりにくいだろうが、漁場の制限がないのが問題です。 刺網は許可条件が少なく、オールマイティで何をしてもしようになっているので、ある程度の操業場所や漁具についての制限をする必要がある。
水産課 (久保補佐)	一足飛びに許可条件を決めるのではなく、段階的に委員会指示を出し、北部海域や事故が多い場所での操業範囲を絞り、第1段階として事故が無いように工夫していきたいと考えています。
樋口委員	刺網の許可が何でもできるオールマイティになっているのが問題です。流網は許可に制限条件があります。刺網にも自主的にできることを考えてもらわないといけません。
久保補佐	サワラ流しは事故の防止に水面下何m下げるというのをきっちりしていただいているので、事故が少ないが、刺網でもこうしたルールを作ってもらう必要がある。刺網は水面に浮かしているので、水面を流すと、魚の資源問題よりも船舶による事故が問題であり、考えていけないといけない。
奥委員	アンケートによる実態調査はなかなか難しいのでは。あれだけたくさん網で多くの人が行っており、実態をつかむのは難しいかもしれない。海上保安庁の船も相談にも来たが、巡視船も網をスクリーンに巻き込んでいます。締め付けとか、何とかならんかと聞かれたことがありますし、水産課にも話が行っているのでは。パイロッ

水産課 (久保補佐)	ト協会とも話をしたことがあります、大型の本船からの苦情が多いようです。 先日の組合長会議でも、刺網についてのお願いをしましたが、漁具に名札をつけてもらう。誰のものかわからないと、ルール違反やよろしくない使い方をしたりすることが多くなる。名札をつけるのは刺網の許可条件でもあるので、それを守ってもらう。そのうえで、漁具や漁場の制限をかけていくことを考えたい。段階を踏んで協力をお願いしたいと考えています。
今井会長	ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各委員	(意見等なし)
今井会長	特にご質問等が無いようですので、他に連絡事項はありますか。
事務局 (池田書記)	最後の参考資料をご覧ください。 令和6年11月7日、8日に、全国海区漁業調整委員会連合会の西日本ブロック会議があります。 どのような団体が来られるかは、裏面に記載しております。 西日本ブロックのメンバーは11団体あり、今年開催県である大阪府のほか、琵琶湖、兵庫県、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、高知、香川、愛媛の11団体があります。 西日本のメンバーではないのですが、オブザーバーとして福岡県豊前海区、大分県海区の2団体、全国海区の事務局の福島海区委員会、水産庁管理調整課、瀬戸内海漁業調整事務所、全部で16団体が参加されます。 11月7日は大阪市内の谷町四丁目のプリムローズで、14時から会議があります。受付は13時からで、駐車場の確保が大変な場所なので、電車での来場をお願いします。 議事次第は、開会、挨拶、議長選出、議事録署名人選出、国への

	要望結果の報告、議題は海区漁業調整委員会制度・沿岸漁業の秩序維持・新規要望とその提案。そして、次期開催海区を審議し、17時に閉会。皆さんの積極的な参加をお願いします。
今井会長	ただ今の事務局の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各委員	(意見等なし)
今井会長	特にご質問等が無いようですので、他に連絡事項はありますか。
事務局 (大道書記長)	お疲れさまでした。 次回の開催日については、12月9日(月曜日)の週のうちの1日で考えています。皆様のご都合はいかがでしょうか。 (各委員の日程を確認したのち) それでは、12月11日(水曜日)に開催いたしますので、次回もよろしくお願いします。 事務局からは以上です。
今井会長	ありがとうございます。 本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。 ほか何かご意見や事務局から連絡事項等ございませんか。ないようであれば、これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。 本日はお疲れ様でした。